

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営 運反点数)
令和7年11月10日	新鹿児島観光バス株式会社(法人番号5340001008433) 代表者上國料協子	本社営業所	輸送施設の使用停止(150日車)、文書警告	道路運送法(以下「法」)第9条の2第1項、法27条第3項	令和6年12月12日、継続的な監視が必要な事業者であることを端緒に監査実施。5件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反(法第9条の2第1項)、(2)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項～第3項)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)運行記録計による記録又は運行記録計による記録保存違反(運輸規則第26条第1項)、(5)特定運輸者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)	15	15	15	15
	鹿児島県霧島市隼人町西光寺1249番地1	鹿児島県霧島市隼人町西光寺袴田1249番地1							
令和7年11月17日	みやまきりしま観光有限会社(法人番号3340002013574) 代表者濱田豊	本社営業所	輸送施設の使用停止(90日車)、文書警告	道路運送法(以下「法」)第9条の2第1項、法27条第3項	令和7年1月21日、法令違反の疑いがある旨の情報等を端緒に監査実施。4件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反(法第9条の2第1項)、(2)業務の記録の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第25条第1項、第2項、第4項)、(3)運行記録計による記録又は運行記録計による記録保存違反(輸規則第26条第1項)、(4)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条第1項)	9	9	9	9
	鹿児島県霧島市霧島田口2188番地27	鹿児島県霧島市霧島田口2188番地27							